

別紙 1

下関市上下水道局 PR イベント業務仕様書

1 業務の名称

下関市上下水道局 PR イベント業務

2 業務の目的

本業務は、市民が身近にある水道・下水道について楽しく学べるイベントを企画・運営するものである。安全でおいしい下関の水、下水道の仕組み、災害への備えなどを効果的に PR し、上下水道局（以下「局」という。）のイメージ向上と上下水道事業への理解と関心を深めることを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和 8 年 1 0 月 1 6 日（金）まで

4 開催日時

令和 8 年 9 月 2 6 日（土） 1 0 時 0 0 分から 1 6 時 0 0 分まで

5 開催場所

下関市乃木浜総合公園（別図のとおり）

6 イベントの主なターゲット

下関市在住の未就学児から小学生までの子供とその家族

7 業務内容

(1) イベントの企画

以下のア～クを踏まえてイベントを企画すること。

ア 実施目的に沿い、ターゲット層の集客が見込める内容とすること。

イ 延べ来場者数は、700人規模とすること。

ウ イベントのコンセプト、キャッチコピーを提案すること。

エ 水道や下水道に対する理解・関心を深められる内容とすること。

オ 来場者が、参加・体験できる内容とすること。

カ 局公式 SNS（インスタグラム、エックス及びフェイスブック）のフォローを促す工夫をすること。

キ 全体の進行スケジュール、運営マニュアル等を作成すること。

ク 会場レイアウト、ブース配置、来場者動線計画の策定をすること。

(2) イベントの構成

来場者が楽しめる参加体験型ブースを複数企画すること。

なお、隣接する会場において別途キッチンカーの出店が予定されているため、本業務の提案範囲に飲食の提供（キッチンカーの出店等）は含めないものとする。

また、次のア～エに掲げるブースは必ず設置すること。

ア 受付ブース

年代別の来場者数を集計し、イベント実施報告書にて局へ報告すること。

イ ボトルウォーター「ああ！関露水」（以下「関露水」いう。）ラベルデザイン公募最終審査（来場者投票企画）ブース

- ・局が実施する「関露水ラベルデザイン公募」の最終審査（来場者による投票）を会場内で行う。
- ・より多くの来場者が主体的に投票に参加したくなるような企画・工夫（例：投票者への局 PR 物品の配布等）を提案すること。

ウ 給水車の展示及び応急給水体験ブース

- ・局所有の給水車を配置し、来場者が給水車から給水袋へ給水する体験ができる運営体制を整えること。
- ・対応及び説明は、常駐する局職員が行うものとする。

エ アンケート記入ブース

イベントの満足度や上下水道事業への理解度等を測定するためのアンケートを実施し、結果を集計すること。

(3) 会場設営・撤去業務

ア 各ブース、受付等の設営・撤去を行うこと。

イ 設営・撤去は前日 13時から当日 21時の間で行うこと。

ウ 必要に応じて、音響、照明、映像機器等のレンタル及びオペレーターの手配を行うこと。

エ 業務に必要な水及び電気は、受託者において手配すること。なお、排水は、局の指示に従い指定の排水設備を利用すること。ただし、排水可能な水は、汚濁物質を含まない清浄な水に限る。

オ 発生した物品等の廃棄物は、排出量を抑制するとともに、受託者で適正に処分すること。

カ 会場の施設利用等の規定を遵守した内容とすること。

(4) 運営・進行業務

来場者誘導、各ブースの運営スタッフの手配及び管理を行うこと。

ただし、「水の実験（PAC 実験）ブース」を設置する場合は、局職員が常駐して対応するため、受託者側での専任スタッフ配置は不要とする。

(5) 安全管理業務

参加者等の負傷、会場備品等の損傷等に備えイベント保険等へ加入すること。

(6) 広報物・PR 素材等の企画・デザイン制作

以下のア～オを制作・構築すること。

なお、すべての制作物（文案・デザイン・システム画面等）は、事前に局の承認（校正）を得ること。

ア サイン等

・会場の出入口付近又は会場内の起点となるような場所にイベント内容及びタイムスケジュールを明記したインフォメーションボードを制作し、設置すること。

・各ブースの名称等を明示したサインを制作し、設置すること。

イ 展示パネル

投票用のデザイン比較パネルの制作（投票方法は、パネルのデザインごとに来場者が直接シールを貼る方式（又はそれに類する方式）とし、イベント終了後の集計が迅速かつ正確に行えるようシールを貼る位置にマス目やガイドラインを設けるなどの工夫を施すこと。）

※審査対象となるデザイン候補データ（3～5個）は、開催日の2週間前に局から受託者へ引き渡す。

ウ ノベルティグッズ等

・水道・下水道をイメージでき、持ち帰ることが可能な来場者記念品を700個製作し、「(2) イベントの構成」の各企画で活用し、配布すること。

・来場者がイベント会場内での体験時又は自宅に持ち帰ってから体験（学習・実験等）できる物品を200個以上製作し、配布すること。

・上記のほか、本業務の目的を達成するために受託者において効果的であると判断する物品等がある場合は、提案すること。

エ イベント周知チラシ

A4片面カラーを10,800枚制作すること。（市内の小学校等への配布を想定）

オ イベントアンケートの企画、制作及び集計

・紙媒体（アンケート記入用紙）又は電子媒体（WEB回答フォーム等）のいずれかを用いた、来場者向けのアンケートを企画・制作すること。

・アンケートの設問項目は局が別途指示するが、来場者が円滑に回答できるよう、レイアウトや選択肢の設定等に配慮すること。

・イベント終了後、回答データ（Excel形式等）を集計・整理し、イ

ベント実施報告書と併せて局へ納品すること。

8 局からの貸与可能物品

- (1) 顔出しパネル（マンホールデザイン）（フォトスポットとして活用）
- (2) デザインマンホール蓋（展示用） 11種類（山陽終末処理場に保管）



- (3) 関露水 700 本（来場者への配布可）
- (4) 水の実験（PAC 実験）に必要な薬品・物品等

9 業務成果報告書及び成果物の提出

業務の実施を完了したときは、次に掲げる業務成果報告書及び成果物を指定する期日までに提出すること。

- (1) イベント企画提案書・・・契約締結後、委託者が指定する期日までコンセプト、会場レイアウト、スケジュール、運営マニュアル等を含む企画書を提出すること。
- (2) 広報制作物一式・・・令和8年9月1日（火）までに印刷物等の現物及び編集・修正が可能な電子データ(ai、JPEG、PDF、Word、Excel 等)をDVD等の記録媒体に保存して納品すること。
- (3) イベント実施報告書・・・令和8年10月16日（金）まで来場者数（年代別）、アンケート結果、写真記録、次年度に向けた改善提案
- (4) その他本業務の遂行にあたり局が必要と認めたもの

10 著作権等の取扱い

- (1) 本業務において受託者が作成した著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、全てこれを局に譲渡するものとする。また、

受託者は、本件著作物に係る著作権人格権を行使しないものとする。

- (2) 業務において知的財産基本法第2条に規定する知的財産権に関連し、第三者の権利の保護の対象となっている著作物等を利用して本業務の用に供しようとする場合は、受託者の負担により、適正に権利関係の確認と処理を行うこと。また、万一、第三者からの権利の主張、損害賠償の請求等があった場合は、受託者の負担により対処するものとし、受託業務の遂行及び成果物の使用に際し支障を及ぼすことがないようにすること。
- (3) 第三者の著作物等を使用する場合にあっては、著作物の全部又は一部を局が作成する他の印刷物や本市の等に掲載する点がある点に留意すること。

1.1 その他留意事項

- (1) 本業務を実施するに当たって、適切な人員を配置するなど、無理のない実施体制を整えること。
- (2) 来場者の安全を最優先とし、設営物の安全確認や人員配置に万全を期すこと。
- (3) 荒天時等における開催中止・中断の判断基準及びその周知方法については、事前に局と受託者において協議の上、決定する。なお、少雨決行とし、順延は行わない。
- (4) 荒天や災害等の不可抗力により業務が中止又は中断となった場合の業務内容の変更及び費用の取扱い（精算方法等）については、局と受託者において協議の上、決定する。
- (5) 成果品に係る著作権等は局に帰属するものとし、局の許可なく成果品に係るデータ、資料その他これに準ずるものの貸与及び複製をしてはならない。
- (6) 書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、その都度双方協議の上、解決するものとする。

【別図】開催場所（縦 47m×横 40m = 1,880 m²）



出所：乃木浜総合公園 HP